軽自動車税 (種別割) 減免制度

身体に障がいのある方などには、軽自動車税(種別割)の減免制度があります。対象車両(軽自動車等)に該当する場合には減免が適用されますので、次の通り、期間内に申請してください。なお、感染症の拡大防止の観点から、今年度は「郵送」での申請も受け付けます。

○申請方法 市役所 2 階市民税課で配布する軽自動車税(種別割)減免申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、5月10日(月)~24日(月)に下記必要書類を揃えて〒252-8566座間市役所市民税課宛てに郵送(必着)または直接担当へ

○必要書類

- 納税通知書(申請前に納付しないでください)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳(郵送の場合は写し)
- 運転免許証(運転する方のもの。郵送の場合は写し)
- 自動車検査証または標識交付証明書 (郵送の場合は写し)
- 納税義務者の個人番号カードまたは通知カード(郵送の場合は写し)

○注意事項

- ・減免を受けるには、毎年申請が必要です。
- 減免を受けることができる軽自動車等は、普通自動車等を含めて障がい者―人につき 1 台に限られます。
- 普通自動車等の減免は、厚木県税事務所 (☎046(224)1111) へお問い合わせください。

担当

市民税課 ☎046(252)8004 ☎046(255)3550

たばこによる火災を防ぎましょう

市内では令和2年に34件の火災が発生しました。火災の主な原因の中で、たばこは毎年上位を占めています。

たばこの火は小さいですが、周囲の状況や管理の仕方によって大きな 火災に発展する恐れがあります。たばこによる火災は、喫煙者一人一人 が火災の危険性を理解し、次のことに気を付けることで防ぐことができ ます。たばこによる火災予防に努めましょう。

たばこによる火災を防ぐために

- 決められた喫煙場所を利用する。
- 寝たばこをしない。
- 火気厳禁の場所で喫煙しない。
- ●灰皿を使用し、ポイ捨てをしない。
- ●灰皿の吸い殻を定期的に捨てる。
- ●完全に消火するため、灰皿に水を張るようにする。

担当

予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

5月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税(第1期)▽軽自動車税(種別割)(全期) ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンス ストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘 れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などで の納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)8383へ)。

就労準備定例相談会

就労経験のない方、退職から長期経過した方など、働くことに不 安を抱える方へ働くためのサポートを行っており、次の通り相談会 を開催します(本人以外でも参加可)。

- ○と き 5月11日 (火) 午前10時~午後3時
- ○**ところ** はたらっく・ざま(相武台 1 −35 − 6 三裕ビル 2 階)
- ○参加費 無料
- ○**申込方法** 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ
- ○**問い合わせ先** はたらっく・ざま ☎046(204)7624 ☎046(204) 7625

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

5月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	خ خ	ところ
消費生活 (訪問販売·多重債務など)		☎046(252)8490 (電話相談も可)
弁 護 士	11日夜 12日 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時~8 18日夜 時30分 19日 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分 25日夜 26日 ~4時30分	予約制 (電話可)
行 政 書 士 (遺言書等作成)		市役所 1 階相談室 ※ 6 日午前 8 時30分か
分譲マンション (近隣・管理組合)		ら今月分を受け付け、 いずれも定員になり次 第、締め切ります。な
交 通 事 故	18日 毎月第3火曜日午後1時30分~4時	お、弁護士相談は1年 度一人1回のみ(25分
行 政 (国に対する要望)		以内)、分譲マンション 相談は1時間以内、そ
司法書士(登記・少額訴訟)	21日 4 · 6 · 12月を除く第3金曜日午後1時30分~4時30分	の他の相談は一人1回 につき30分以内とさせ ていただきます。相談
不 動 産 (取引・契約)		される要点をよく整理してお越しください。
税 理 ±	28日 1 · 2月を除く第4金曜日午後1時30分~ 4時30分	
市 民 一 般	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜正午、 午後1時〜5時15分	
	担当 広聴人権課 ☎046(252)8	218 🖾 046(252)0220
人権擁護委員(近隣問題など)		☎046(252)8087 ☎046(252)0220
女 性 相 談 (DVなど)	毎週月曜〜金曜日午前9時〜正午、 午後1時〜5時15分	市役所 1 階広聴人権課
(D / 4C)	担当 広聴人権課 ☎046(252)8	483 🖾 046(252)0220
駐留軍離職者	20日 毎月第3木曜日午前10時~午後3時	ふれあい会館2階会議室
一 田 丰 附 4 日	担当 商工観光課 ☎046(252)7	604 🖾 046(255)3550
認 知 症	毎週月曜日午前9時~正午、午後1時~5時(電話のみ)	
) NA /II	担当 介護保険課 ☎046(252)7	084 🖾 046(252)8238
社会福祉士(成年後見制度)	(3.4516) (4866.3) (3.4616.4)	市役所 4 階 4 - 1 会議室
	担当 福祉長寿課 ☎046(252)7	127 🖾 046(255)3550
障 が い 者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時~正午、午後1時~3時(予約制(電話可))ぽむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所 1 階 障がい福祉課
	担当 障がい福祉課 ☎046(252)7	132 🖾 046(252)7043
自立サポート相 談	,	市役所1階生活援護課
相談	担当 土/1 振設床 Δ040(232)00	566 🖾 046(252)7043
児童		市役所 2 階子ども政策課
	担当 子ども政策課 ☎046(252)8	026 🖾 046(255)5080
ひとり親家庭		市役所 2 階子ども育成課
	担当 子ども育成課 ☎046(252)75	
青 少 年		青少年センター 1 階 青少年相談室
+/_	担当 青少年相談室 ☎046(256)09	
教 育 		市役所 5 階教育研究所
子どもいじめ ホットライン		164 m046(050)4033
就 学	毎週月曜~金曜日午前9時~正午、	市役所 5 階教育指導課
(障がい児対象)		
	123 秋月11守杯 MU40(232)0	70L WW070(LUL)4011